# 「機構ICT基盤(情報業務システム等)の構築及び運用・保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所 | | 区分 | 意見等内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 頁 | 章番号等 | | | |
| 1 | 調達仕様書<br>P9 | 1.6.3(1) | 質問 | 「なお、提案時の見積りには、受託事業者は利用するライセンス数を含め、月額の支払明細に作成することになるが、展開期間及び撤去期間中に利用するライセンス数の実績に関わらず、機構はライセンス数に関する契約及び費用の変更を行わないため、留意すること。」と記載されていますが、提案時の見積もりにあたって予定ライセンス数と期間について、機構様より別途ご指定いただける認識でよろしいでしょうか。<br>また、利用料総価に変動がある場合には契約及び費用の変更をできる認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、展開期間及び撤去期間を含め、利用する予定ライセンス数と期間については、別途、本公示にて機構から指定します。<br>ただし、展開期間前に利用するライセンス(テスト利用等)については、受託事業者にて積算し見積りに含めてご提案ください。<br>なお、クラウドサービスの利用金額を含めた入札金額の総価が変動することを想定しておりません。そのため、契約及び費用の変更についても想定しておりません。 |
| 2 | 要件定義書<br>P4 | 2.3.1(3) | 指摘 | 2.3.1(3)では「外部関係者 との情報共有については、十分な監視体制が取れる時間帯に限ることでセキュリティ強化を図る必要があることから、原則として執務時間外 での外部 関係者 との情報共有を不可と する。」となっております。Web会議は外部関係者との情報共有が行えることから、十分な監視体制が取れる時間帯に限ることが望ましいと想定しますが、表2.3.1 3 情報業務の利用可能時間項番3のWeb会議のみ「表 2.3.1 1 システム稼働時間」に示す時間帯」＝「24時間365日」となっております。そのため、どちらが適切かご判断願います。 | Web会議は、表 2.3.1.2 情報業務の執務時間で示す時間内で利用することが要件として適切であるため、記載を見直します。 |
| 3 | 要件定義書<br>P8 | 3.1.2(1) | 質問 | 「メールサーバでDMARCを利用した送受信制限の設定ができること。」とありますが、送信元のDMARCポリシーに応じた受信時のフィルタリングと考えてよろしいでしょうか。 | ご認識のとおり、送信元のDMARCポリシーに応じた受信時のフィルタリングについての記載です。 |
| 4 | 要件定義書<br>P9 | 3.1.2(1) | 質問 | 「受信者側で添付ファイルを閲覧する際にコピー＆ペースト及びスクリーンキャプチャの制御ができること。」と記載されていますが、スクリーンキャプチャは必須でしょうか。製品によってはスクリーンキャプチャが不能であり、選定できるものが限られてしまいます。 | スクリーンキャプチャの制御は、必須ではないため記載を見直します。 |
| 5 | 要件定義書<br>P9 | 3.1.2(1) | 質問 | 「メール送信者が送信後も遠隔操作で添付ファイルを削除できること。」と記載されていますが、「削除」を「閲覧禁止」としていただくことは可能でしょうか。 | 左記要件の「削除」部分は「閲覧禁止」で問題ないため記載を見直します。 |
| 6 | 要件定義書<br>P10 | 3.1.2(2) | 意見 | 「Web ex は、セキュリティ対策のために、 Web ex for Government のライセンスを調達すること。」との記載がありますが、当ライセンスは日本では購入できないため、削除願います。 | ご指摘のとおり、Web ex for Government は、日本で購入することはできないため記載を見直します。 |
| 7 | 要件定義書<br>P11 | 3.1.2(3) | 質問 | 「POSTの容量上限値をサイトごとに設定できること。」と記載されていますが、現在の利用状況を踏まえて、「POSTの可否をサイトごとに設定できる」機能で代替可能でしょうか。 | ご要望を踏まえ、「POSTの容量上限値をサイトごとに設定できること。」の要件については、緩和するように記載を見直します。 |
| 8 | 要件定義書<br>P12 | 3.1.2(3) | 要望 | ③システム機能(ホワイトリスト方式)及び④システム機能(Web無害化方式)における要件(表3.1.2.4,3.1.2.5 Web)を確認しましたところ、脅威への制御やスクリプトの無害化等の対策が記載されている一方で、Web通信の入り口と出口における通信先の脅威の可視化、特にC&Cサーバ等の対策が十分でないとお見受けします。<br>そのため、表3.1.2.4 ホワイトリスト方式に個別に求めるシステム要件において、項番5 機能要素として、("Web通信のサンドボックス対策":Web通信時の未知のURLや未知のC&Cサーバの検知と送信元端末情報の特定ができること。")<br>という要件を追加頂けませんでしょうか？ | Web閲覧機能のセキュリティ対策として、ホワイトリストによる制限、ブラックリストによる制限、URLレピュテーション等を要件としております。また、C&Cサーバ等への通信対策としてはエンドポイント脅威対策の項番8 等を要件としており、セキュリティリスクを低減しております。<br>Web閲覧機能に対してWeb通信のサンドボックス対策要件を追加するかどうかは、本公示にて提示します。 |
| 9 | 要件定義書<br>P15 | 3.1.3(2) | 質問 | 「ハードウェア及びソフトウェアの構成情報をレポートとして出力できること。」という記載について、「構成情報をCSVファイルで出力し、レポートの形に成型して作成する運用」で代替可能でしょうか。 | 構成情報については、CSVファイル等で出力し、レポートの形に成型して作成する運用で代替可能です。<br>なお、レポートは機構が提示するフォーマット(本公示の閲覧資料で提示)に従い提出していただきます。 |
| 10 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 情報業務機能要件の1つとして、「ログ管理機能」の項目を追加することにより、その目的や必要とされる要件の理解がより明確になります。その他システムの情報出力先として、この機能を準備することにより、人手を介した運用からシステム機能間のデータ連携による運用に移行することができ、作業の効率化、正確性の向上、コスト削減を見込むことができます。<br>また、将来のリアルタイム検知導入を見込んだ初期的取り組みとしても意義があると言えます。 | ログ管理機能の項目追加要否については、本公示にて提示します。 |

# 「機構ICT基盤(情報業務システム等)の構築及び運用・保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所 | | 区分 | 意見等内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 頁 | 章番号等 | | | |
| 11 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 各機能が生成するデータ種類として、ログだけでなくアラート、資産情報、脆弱性情報等も含めることと、先述の「ログ管理機能」に集約することにより、運用対応の即時性を実現できます。また、1つのアラートから派生する調査機能を一か所に集約することによって運用者の負担軽減、即時の対応につながります。最近のサイバー攻撃は高速化の傾向があり、攻撃の初期段階で封じ込めることが被害の最小化にもなります。 | ログ管理機能にログだけでなく、アラート、資産情報、脆弱性情報等のデータを格納すべきであるかについては、本公示にて提示します。 |
| 12 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | ログ管理機能に求める要件について、以下をご提案します。<br>「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和5年度版)」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、「遵守事項7.1.4(1)(b)「ログを取得する目的」について」に記載があるように、ログを収集、管理する目的は、情報セキュリティインシデントの予兆検知や発生時の対処、影響範囲の特定であると考えます。<br>そのために必要なログを分析・監視し、最新の情報を可視化することが必要不可欠です。<br>本調達において、情報セキュリティインシデント防止の観点から、ログ管理機能要件を考えられていると存じますが、具体的なログ分析要件を記載するべきと考えます。 | ログ分析要件の必要有無については、本公示にて提示します。 |
| 13 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 「収集及び管理」に、「サーバ、ネットワーク機器及び端末から収集したログはサーバ等に集約し保管すること。」と記載がありますが、以下のように修正していただくことを提案します。<br>＜提案内容＞<br>「サーバ、ネットワーク機器及び端末から収集したログは全てログ管理用のサーバに一元的に集約し保管すること。ただし、集約先は表 3.1.3.9ログ管理機能に求める要件(クラウドサービス)に定めるログ管理機能と統合することが望ましい。」<br><br>＜提案理由＞<br>複数のログを横断して確認及び検索をする際に、ログが分散されていると確認及び検索に支障をきたす可能性が高く、インシデントの全体概要を把握するためにもログが集約されていることが必要不可欠であると考えます。 | クラウドサービスを含めたログの一元管理については、本公示にて提示します。 |
| 14 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 「収集及び管理」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案いたします。<br>＜追加要件＞<br>取り込まれたログデータは元のデータ形式を保持したまま保管されること。<br><br>＜提案理由＞<br>データの完全性を担保するという観点と、ログ管理機能導入時には利用を想定しなかったログの要素をインシデント発生時に活用したいという二つの観点から元のデータ形式で保管されている必要があると考えます。 | 元データの形式でログを保存可能とするかについては、本公示にて提示します。 |
| 15 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 「確認及び検索」の「機能要件」に「保管されているログは、ログ管理機能の管理コンソールでキーワードを指定して検索ができること。」と記載がありますが、以下のように修正していただくことを提案します。<br>＜提案内容＞<br>「保管されているログは、ログ管理機能の管理コンソールでキーワードを指定して検索ができるのみならず、フィールド抽出を行いフィールドを用いた検索や統計的分析を行うことができること。」<br><br>＜提案理由＞<br>キーワードによる検索だけでは、必要となる可能性のあるイベントの取り込みを行うといった原始的なログ活用しか行うことができません。必要なログの確認及び検索を行うためには、まずログのどの箇所がどういった意味を持つのかという情報を定義することにより、集計や統計処理といったインシデント発生時や監査時に、必要なログの確認及び検索を行うことができると考えています。 | フィールド抽出を含めたログ確認及び検索については、本公示にて掲示します。 |

# 「機構ICT基盤(情報業務システム等)の構築及び運用・保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所 | | 区分 | 意見等内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 頁 | 章番号等 | | | |
| 16 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 「確認及び検索」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案します。<br>＜追加要件＞<br>検索実行時にログデータのフィールド値と外部テーブル(CSVファイルやDB)のフィールド値を突合し、データのエンリッチメントを行うことができること。<br><br>＜提案理由＞<br>ログにはIPアドレスやユーザIDといった限定的な方法しか記録されず、資産情報や人事情報といった情報には紐づけられていない状態です。ログを詳細に確認及び検索を行うには、これらの情報との突合を行う必要がありますが、手動ではなくログ管理機能として提供することにより、例えば端末の所属部門ごとの集計やユーザの職位に応じた統計といったような高度で直感的な確認及び検索を迅速かつ容易に行うことができるようになると考えています。 | 頂いたご意見については、本公示に向けての検討時に参考とさせていただきます。 |
| 17 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 「レポート出力」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案いたします。<br>＜追加要件＞<br>ユーザが実行した任意の検索・分析結果を表やグラフで可視化し、ダッシュボードを作成することができること。<br><br>＜提案理由＞<br>ログの確認及び検索の結果を素早く人間が認識するためには、表やグラフを用いたデータの可視化が必須と考えます。ログ管理機能にこの機能を含むことにより、より早くログを確認及び検索した結果を理解することができるようになります。<br>また、ダッシュボードによりログを確認及び検索した複数の結果を同一画面に集約させることにより、一つの事象を多面的にとらえたり、複雑に見える問題を俯瞰的にとらえたりすることを支援できます。 | 頂いたご意見については、本公示に向けての検討時に参考とさせていただきます。 |
| 18 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 意見 | 「レポート出力」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案いたします。<br>＜追加要件＞<br>ダッシュボードは他のユーザと付与された権限に応じて共有可能であること。<br><br>＜提案理由＞<br>ログを確認及び検索した結果をデータとして保存し、可視化やレポーティングを別のツールを用いて行うと、報告の即時性や正確性が損なわれてしまいます。実際の確認及び検索結果をユーザや組織ごとに適切に権限を管理し共有することで、ログを確認及び検索した結果を即時にかつ正確に活用することが可能になると考えます。 | 頂いたご意見については、本公示に向けての検討時に参考とさせていただきます。 |
| 19 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 要望 | 「収集及び管理」の「機能要件」にサーバ、ネットワーク機器及び端末から収集したログはサーバ等に保管すること。と記載がありますが、以下のように修正することを提案いたします。<br>＜提案内容＞<br>サーバ、ネットワーク機器及び端末から収集したログは全てログ管理用のサーバに一元的に集約し、保管すること。集約先は表3.1.3.8に定めるログ管理機能と統合することが望ましい。<br><br>＜提案理由＞<br>複数のログを横断して確認及び検索をする際にログが分散されていると確認及び検索に支障をきたす可能性が高く、インシデントの全体概要を把握するためには確認及び検索対象となるログが集約されていることが不可欠であると考えます。 | 頂いているご提案については、項番13と同様の内容と考えられるため、項番13と合わせて本公示にて提示します。 |
| 20 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 要望 | 「収集及び管理」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案いたします。<br>＜追加要件＞<br>取り込まれたログデータは元のデータ形式を保持したまま保管されること。<br><br>＜提案理由＞<br>データの完全性を担保するという観点と、ログ管理機能導入時には利用を想定しなかったログの要素をインシデント発生時に活用したいという二つの観点から元のデータ形式で保管されている必要があると考えます。 | 頂いているご提案については、項番14と同様の内容と考えられるため、項番14と合わせて本公示にて提示します。 |

# 「機構ICT基盤(情報業務システム等)の構築及び運用・保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所 | | 区分 | 意見等内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 頁 | 章番号等 | | | |
| 21 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 要望 | 「確認及び検索」の「機能要件」に「保管されているログは、ログ管理機能の管理コンソールでキーワードを指定して検索ができること。」と記載がありますが、以下のように修正していただくことを提案します。<br>＜提案内容＞<br>「保管されているログは、ログ管理機能の管理コンソールでキーワードを指定して検索ができるのみならず、フィールド抽出を行いフィールドを用いた検索や統計的分析を行うことができること。」<br><br>＜提案理由＞<br>キーワードによる検索だけでは、イベントの取り込みを行うといった原始的なログ活用しか行うことができません。必要なログの確認及び検索を行うためには、まずどのログのどの箇所がどういった意味を持つのかという情報を定義することにより、インシデント発生時や監査時に、必要なログの確認及び検索を行うことができると考えています。 | 頂いているご提案については、項番15と同様の内容と考えられるため、項番15と合わせて本公示にて提示します。 |
| 22 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 要望 | 「確認及び検索」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案します。<br>＜追加要件＞<br>検索実行時にログデータのフィールド値と外部テーブル(CSVファイルやDB)のフィールド値を突合し、データのエンリッチメントを行うことができること。<br><br>＜提案理由＞<br>ログにはIPアドレスやユーザIDといった限定的な方法しか記録されず、資産情報や人事情報といった情報には紐づけられていない状態です。ログを詳細に確認及び検索を行うには、これらの情報との突合を行う必要がありますが、主導ではなく機能として提供することにより、例えば端末の所属部門ごとの集計やユーザの職位に応じた統計といったような高度で直感的な確認及び検索を容易に行うことができるようになると考えています。 | 頂いたご意見については、本公示に向けての検討時に参考とさせていただきます。 |
| 23 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 要望 | 「レポート出力」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案いたします。<br>＜追加要件＞<br>ユーザが実行した任意の検索・分析結果を表やグラフで可視化し、ダッシュボードを作成することができること。<br><br>＜提案理由＞<br>ログの確認及び検索の結果を素早く人間が認識するためには、表やグラフを用いたデータの可視化が必須と考えます。ログ管理にこの機能を含むことにより、より早くログを確認及び検索した結果を理解することができるようになります。<br>また、ダッシュボードによりログを確認及び検索した複数の結果を同一画面に集約させることにより、一つの事象を多面的にとらえたり、複雑に見える問題を俯瞰的にとらえたりすることを支援できます。 | 頂いたご意見については、本公示に向けての検討時に参考とさせていただきます。 |
| 24 | 要件定義書<br>P18 | 3.1.3(4) | 要望 | 「レポート出力」の「機能要件」に以下の要件を追加することを提案いたします。<br>＜追加要件＞<br>ダッシュボードは他のユーザと付与された権限に応じて共有可能であること。<br><br>＜提案理由＞<br>ログを確認及び検索した結果をデータとして保存し、可視化やレポーティングを別のツールを用いて行うと、報告の即時性や正確性が損なわれてしまいます。実際の確認及び検索結果をユーザや組織ごとに適切に権限を管理し共有することで、ログを確認及び検索した結果を即時にかつ正確に活用することが可能になると考えます。 | 頂いたご意見については、本公示に向けての検討時に参考とさせていただきます。 |
| 25 | 要件定義書<br>P19 | 3.1.3(5) | 質問 | 特権IDとは、調達仕様書p28によれば「設定変更可能なアカウント全般を指す」と記載されていますが、サーバ等へのアクセスを行う場面でも、設定変更できないユーザで作業を行う場合は、特権ID管理による証跡取得や作業申請の対象外となるでしょうか。<br>一例として、Linuxサーバでrootへ昇格できない一般ユーザのログインは特権ID管理の対象とする、といったことを想定しています。 | 運用管理端末から行う作業は、設定変更できないユーザであっても、原則、特権ID管理による証跡取得や作業申請は必須となります。<br>上記の例外となる場合については本公示にて提示します。 |

# 「機構ICT基盤(情報業務システム等)の構築及び運用・保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所 | | 区分 | 意見等内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 頁 | 章番号等 | | | |
| 26 | 要件定義書<br>P19 | 3.1.3(5) | 質問 | 「保管されている操作証跡は、管理コンソールでキーワードを指定して検索ができること。」と記載されていますが、動画データなどキーワード検索が困難なものもあるため、必須要件ではなく、「望ましい」という表現に緩和していただくことは可能でしょうか。 | 動画データなどのキーワード検索は、必須ではないため記載を見直します。 |
| 27 | 要件定義書<br>P20 | 3.1.3(6) | 要望 | 表3.1.3.11及び表3.1.3.12において、従来型のEPP(シグネチャによる検知)と振る舞い検知や機械学習方式、サンドボックス方式等ということで、その他の機能要件においてもいわゆるEDR(検知後のインシデント対応におけるエンドポイント機能)が考慮されていないような要件記載に見受けられます。この要件記載の場合、脅威への対応に向けたインシデント対応や体制構築が困難になると考えられます。<br>ウイルス対策及びエンドポイント脅威対策に求める要件(共通)とは別に、EDRによるエンドポイント脅威対策という要件を新たに追加してはいかがでしょうか。 | EPP及びEDRの要件として、ウイルス対策及びエンドポイント脅威対策に求める要件を記載しております。(EDRとしての要件は「不正な通信(C&Cサーバ等へ)を行っている機構内のサーバ及び端末を特定し遮断できる機能を有すること。」等にて表現しております。)<br>そのため、EDRによるエンドポイント脅威対策を要件として新たに追加する必要はないと考えております。 |
| 28 | 要件定義書<br>P20 | 3.1.3(6) | 意見 | 現状の機能要件ではいわゆるアラートして検知されたものにしか対策ができないと考えられます。また、未知の不正プログラム等に感染したおそれのある危機をネットワーク的に隔離するとのことですが、隔離した後の調査・分析(俗にエンドポイントフォレンジック)に関する要件が十分でないと見受けられます。<br>そこで、以下のような機能要件を新たに追加してはいかがでしょうか。<br>機能要件例:感染したおそれのある機器をネットワーク的に隔離した状態でも、端末へのシェル操作やフォレンジック調査が遠隔からでも実現できること。 | ご指摘を踏まえ、未知の不正プログラム等に感染した後にネットワーク隔離した状態で調査可能であることを要件に追加するように記載を見直します。 |
| 29 | 要件定義書<br>P20 | 3.1.3(6) | 意見 | 上記のEDRによるエンドポイント脅威対策という要件がある前提として、現在の構成では、お客様環境下で検知された脅威の情報がクラウドやその他システムに共有されてしまう懸念があります。<br>解析用途としてであっても共有という概念はリスクを伴いますので、解析に関わる脅威やコンテンツの共有がされない仕組みを機能要件に含めていただけませんでしょうか。<br>機能要件例:EDRにより検知されたファイルや脅威コンテンツは、解析の用途であったとしても、クラウドを通じて共有されない仕組みを有すること。 | ご指摘を踏まえ、検知された脅威の情報をクラウドサービス上への共有可否を要件に含めるように記載を見直します。 |
| 30 | 要件定義書<br>P22 | 3.1.3(8) | 意見 | 開発管理環境のサーバのOSについても指定いただけますでしょうか。<br>OSによって各機能が提供できる機能が異なる可能性があるためです。 | ご指摘を踏まえ、開発管理環境のサーバOSについては、記載を見直します。 |
| 31 | 要件定義書<br>P37 | 4.10.3 | 意見 | 情報セキュリティ対策に求める要件について、以下の内容をご提案いたします。<br>内部不正の防止には、端末の操作ログだけでは判別が難しく、例えば外部私用メールへの送信や、大量のファイル持ち出しなど内部犯行が行われる様々な手段を想定したモニタリングが必要となります。<br>実際の運用にあたっては、疑わしいアカウントの特定から人事情報との照会、法務部門や証拠保存等組織的な対応が必要になるなど機構全体としての取り組みも必要になると考えます。 | 内部不正防止の観点でのモニタリング機能の要否は、本公示にて提示します。 |
| 32 | 要件定義書<br>P40 | 4.10.3(5) | 意見 | 文中「自動で市販ソフトウェアの種類やバージョン等を収集、管理する機能を有するIT資産管理ソフトウェアを導入し、」<br>表内「 ソフトウェア等に脆弱性が発見された場合に動的リンクライブラリ等、ソフトウェア実行時に読み込まれるライブラリ単位で情報業務システムへの影響を確認できるように対応すること。」<br>上記の記載から導入製品へのSBOM機能必須と見受けられます。<br>製品が限られてしまうため、要件の緩和は可能でしょうか。 | 本要件は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和5年度版)」の規定により実施するものでありますが、ご指摘のとおり、「自動で市販ソフトウェアの種類やバージョン等を収集、管理する機能を有するIT資産管理ソフトウェアを導入し、」の部分が製品導入を必須と捉えられる可能性がある表現のため、記載を見直します。 |
| 33 | 要件定義書<br>P41 | 4.10.3(7) | 意見 | 項番3 情報セキュリティ監査への対応について、「情報セキュリティ監査では、年 1 回程度ペネトレーションテストの実施を想定すること。」とありますが、クラウドサービスに関しては、クラウドサービスプロバイダの規約でペネトレーションテストの実施を不可にしているものもありますので、ご留意願います。オンプレミスの装置で提供するシステムについては、ペネトレーションテストの実施は問題ないと考えます。 | ご認識のとおり、クラウドサービスプロバイダの規約によってはペネトレーションテストが実施できない場合が考えられるため、記載を見直します。 |
| 34 | 要件定義書<br>P42 | 4.10.3(8) | 要望 | ISMAPの登録要件について、入札時点でISMAPを取得できていないサービスであっても、申請済みであり、稼働開始までに取得できる見込みがあるものについては選定対象として許容いただくことは可能でしょうか。 | ISMAPを取得できていないサービスを選定対象として許容可能であるかについては、本公示にて提示します。 |
| 35 | 要件定義書<br>P43 | 4.10.3(9) | 質問 | 「ネットワーク機器の利用しないポートに対し、不正接続を防止するため物理的、論理的にポートの閉鎖を行うこと。」<br>との記載がありますが、コンフィグの設定による論理閉鎖のみでも問題ないでしょうか。 | コンフィグの設定による論理閉鎖のみで問題ないため、記載を見直します。 |

# 「機構ICT基盤(情報業務システム等)の構築及び運用・保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所 | | 区分 | 意見等内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 頁 | 章番号等 | | | |
| 36 | 要件定義書<br>P48 | 4.11.3(2) | 意見 | 項番6有線ネットワークインターフェイスにて、「10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T に対応していること。」との記載がありますが、10BASE-T等はすでに利用できない端末も多いことから、1000BASE-Tのみ記載したほうが良いかと思います。 | ご指摘を踏まえ、有線ネットワークインターフェイス仕様ついては本公示にて提示します。 |
| 37 | 要件定義書<br>P57 | 4.11.6(2) | 意見 | 項番2のサーバラックに、「FAN等のラック周辺装置を含めて、高さは210cm以下であること。」と記載がございます。<br>ラック製品の中には、高さが210cmを超えるものも存在します。製品選定の幅を狭める可能性がございますので、条件の削除もしくは条件変更をご検討願います。 | ご指摘を踏まえ、ラック製品の高さの要件について、記載を見直します。 |
| 38 | 要件定義書<br>P72 | 4.15.6(5) | 要望 | 契約期間終了時にエクスポート等を求められるデータは、テキストなどの可読性がある形式を対象として、限定することは可能でしょうか。 | 契約期間終了時にログ等のデータ(表 4.11.8.1設計に係る要件のログ収集の項目に定めるもの)を過去13か月分エクスポート等を行い、機構に提示いただく必要があります。 |
| 39 | 調達仕様書<br>P21-22<br>要件定義書<br>P80 | 調達仕様書<br>4.2.1<br>要件定義書<br>4.18.3(2) | 意見 | 要件定義書 4.18.3.(2)<br>「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」には、以下の内容を記載すること。<br>① サービス名称<br>② 削除対象のデータ<br>③ 所有権の所在<br>④ 情報が完全に削除されたことを確認できる証跡<br><br>調達仕様書 4.2.1.1<br>クラウドサービスにおいては、以下の事項を記載すること。<br>・契約案件名<br>・作業実施日/責任者名/情報抹消方法/作業場所<br>・情報抹消対象サービスを示した一覧表<br>・データ消去作業エビデンス(データ消去を客観的に証明するための作業ログ等)<br><br>上記のように記載されていますが、クラウドサービスの場合はデータ消去作業に係る情報は開示不可となります。<br>記載する項目はクラウドサービス事業者から開示される範囲とさせていただけますでしょうか。 | クラウドサービスのデータ消去作業に係る情報は開示不可であるため、開示された範囲で「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」を提示いただけるように記載を見直します。<br>ただし、クラウドサービス上から確実にデータ削除されたことを受託事業者にて確認し、機構にご報告ください。 |